



平成15年(2003年)

8/5

第1020号

発行：小平市
編集：企画財政部
広報広聴課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042(341)
1211(代表)

市報 こだいら



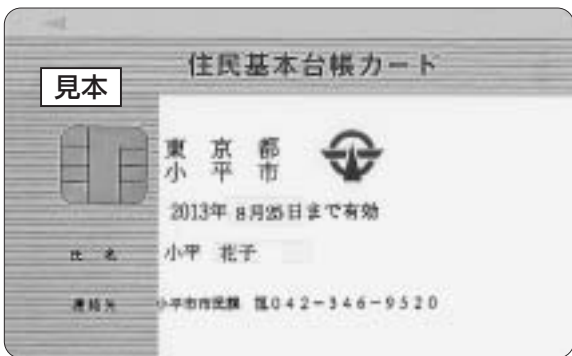
小平梨が収穫の時期を迎えます

くわしくは4・5面へ

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp ◇こだいらテレホンガイド ☎042(342)1222



▲写真付カード



▲写真なしカード

住民基本台帳ネットワークシステム 8月25日から本格稼働

住民基本台帳ネットワークシステムとは、全国の市区町村と都道府県、全国センターを安全な専用回線で行い、本人確認を効率的に行い、広域的な住民サービスを提供するためのものです。

昨年8月に始まった第1次稼働では、パスポート申請に住民票の写しの添付が不要になるなどの簡素化が進みました。今後はさらに国民年金、厚生年金の現況届のほか、国などの行政機関への申請や届け出にも住民票の写しの添付が順次不要となります。

8月25日(月)から住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働し、次のようなサービスが開始されます。

◆住民票の写しの広域交付
住民基本台帳カードや運転免許証などにより本人確認をすることで、全国どの市区町村でも自分の住民票の写しがとれるようになります。

◆転入転出手続きの簡素化
住民基本台帳カードを持つ方は、転出届を郵送などで行うことにより、引越の手続きで窓口に行くのは転入時の一回だけで済みます。

◆住民基本台帳カードの交付
希望する市民に交付します。写真付(氏名、生年月日、性別、住所を記載)と写真なし(氏名のみを記載)のいずれかを選択できます(左写真)。

※写真付きのカードであれば、身分証明書としても利用できます。



平成15年 8月25日 住基ネットがさらに便利になります

個人情報を守ります ストーカー・ドメスティックバイオレンス 被害者支援のための要綱制定

市では、「ストーカー」等被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援に関する要綱」を定め、8月25日より施行します。

(月)から施行します。この要綱では、ストーカーによるつきまといや待ち伏せの被害にあっている方や、配偶者からの暴力による被害者の個人情報を守るため、住民票の写しの交付時における厳重な審査または拒否、住民基本台帳閲覧リストからの被害者情報の削除などによる支援を行います。

申し出にあたっては、生活福祉課母子自立支援員、子育て・女性相談室(健康センター内)に相談してください。なお、小平警察署生活相談係とも連携していきますので、直接相談もできます。

警察署などで被害が認められた場合には、被害者からの申し出により支援を始めることに200円を加算

施行日 8月25日(月)
問合せ 市民課 ☎042(346)9520

住民基本台帳 閲覧手数料を改正

住民基本台帳の写し(住所、氏名、性別、生年月日)は、住民基本台帳法ではだれでも閲覧ができます。

市では、個人情報に不当な目的に利用されないよう手数料条例を改正しました。今後も個人情報の保護に努めます。

改正後の手数料 1人30分ごとに300円、1人転記するごとに200円を加算

施行日 8月25日(月)
問合せ 市民課 ☎042(346)9520

都営住宅の 申込書 配布中

住民基本台帳カード 交付の 手続き

住民基本台帳カードは、高度なセキュリティ機能を備えたICカードを採用しています。希望する市民の申請により交付します。

交付する窓口 市役所1階市民課

持参するもの ▽本人確認が可能な運転免許証・パスポート

▽証明書の写真(写真付きのカードを希望する方のみ)

▽交付開始日 8月25日(月)

▽交付手数料 1枚につき、500円

※手続きの詳細については、次号8月20日号でお知らせします。

問合せ 市民課 ☎042(346)9520

募集する住宅

▽単身者向け住宅
▽単身用車いす使用者向け住宅
▽シルバーピア住宅(高齢者集合住宅)

▽ポイント方式による住宅(ひとの親世帯・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯・特に所得の低い世帯・車いす使用者世帯)

主な申込資格

①都内に引き続き3年以上居住している成年者(20歳未満の既婚者を含む)

②ポイント方式による住宅で車いす使用者世帯向け住宅については、申込日現在、都内に居住していれば申し込みできます。

③所得が定められた基準内

※土曜・日曜を除く。

小平市非核都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、核軍備拡大大競争及び通常兵器の軍備拡大大競争は一段と激化し、世界各地で武力紛争が絶え間なく続き核戦争の脅威が迫っている。

我が国は、世界唯一の核被爆国であることにかんがみ、小平市議会は、すべての国の核兵器に反対し非核三原則を堅持し、人類永遠の平和のため努力することを決意し非核都市を宣言する。

昭和58年3月3日
小平市議会

この宣言は、昭和58年市議会3月定例会において議員提案され全会一致で決議されたものです。

戦没者・原爆死没者の慰霊と 世界恒久平和祈念の黙とうを

8月15日は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。毎年日本武道館では、全国戦没者追悼式が行われ、当日の正午には、先の大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため1分間の黙とうが行われます。

また、8月6日には広島市で、8月9日には長崎市で、原爆死没者の霊を慰め、世界の恒久平和の実現を祈念する式典が行われます。

また、8月6日には広島市で、8月9日には長崎市で、原爆死没者の霊を慰め、世界の恒久平和の実現を祈念する式典が行われます。

市民の皆さんも、それぞれの家庭や職場などで、黙とうにご協力をお願いします。

問合せ 庶務文書課 ☎042(346)9511

今月の 税 8月

◇市民税・都民税の普通徴収(第2期)の納期限：9月1日

◇国民健康保険税(第2期)の納期限：9月1日

※納付は、納期限内にお願いします。

※納付は、便利に納め忘れのない口座振替をご利用ください。